

令和元年 8 月 8 日

お取引様各位

JUKI 販売株式会社

## 消費税法改正に伴う対応についてのお知らせ

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃より当社製品をご愛用賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、消費税法が改正され、令和元年 10 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられることになりました。これに伴い、弊社における対応を下記の通りとさせていただきますのでお知らせいたします。

敬具

### 記

#### 1. 新税率の適用

令和元年 10 月 1 日以降に弊社がご提供する商品・部品・サービスにつきましては、新税率 10%を適用させていただきます。

また、ご注文・修理承り日並びにお見積り日付が 9 月 30 日以前でありましても、商品・部品の出荷日、または修理・サービスのご提供日が 10 月 1 日以降の場合は、同様に、新税率 10%を適用させていただきます。

#### 2. 請求書記載方法

商品・部品・サービスのご提供日により、9 月 30 日以前のお取引分と、10 月 1 日以降のお取引分とに分け、それぞれの消費税額を請求書に表示いたします。

なお、9 月後半はご注文等が集中することが予想されますので、お早めにご用命賜りますよう、お願い申し上げます。

本件に関しましてご質問等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。